

## 統 計 数 字 を み て 思 う こ と

矢ヶ崎忠夫<sup>†</sup> (日本獣医師会専務理事)



統計数字については、その背景に物語があり、数字が物語っている意味を理解することが重要であると先人は諭す。しかし、統計数字をみて、その数字を解析し、全てのことが理解できるようになるのは容易ではない。数字の真実は何なのか、最近、非常に気になっ

ている数字を基にして解析を試みた。

農林水産省が発表した平成22年12月現在における獣医師の届出状況によると、獣医師数は35,379人で10年前より16%増加している。特に小動物診療獣医師は13,404人(産業動物診療との兼業を含む。)と10年前より4,227人(年平均増加数423人)増加しており、その増加傾向は顕著である。一方、農林水産省が毎年調査している獣医学系大学新卒者の就業状況によると、最近5年間における年平均の小動物診療施設就業者数は475人で、小動物診療施設への新規就業者のうち、50人程度は他分野に転職するものの400人程度が新規獣医師として小動物診療に従事していることになる。

他方、農林水産省が発表した平成22年12月現在における動物診療施設の開設届出状況によると、14,353カ所の動物診療施設のうち、小動物診療施設は10,350カ所と5年前より868カ所(年平均増加数174カ所)増加している。そのうち、獣医師1人で開設している小動物診療施設が6,992カ所と5年前より200カ所(年平均増加数40カ所)増加し、獣医師2人以上の小動物診療施設が3,358カ所と5年前より668カ所(年平均増加数133カ所)増加している。このことから推計すると、小動物診療施設に就業する新卒獣医師約400人のうち、約100人は小動物診療施設の雇用獣医師の増加分に充当され、約300人は新規の小動物診療施設の開設分に充当されていることとなる。しかし、獣医師1人で開設している小動物診療施設の年平均増加数は40カ所程度であることから、毎年、300カ所程度の新規小動物診療施設が開設され、毎年、250カ所程度の小動物診療施設が廃業しているものと推測される。

毎年、300カ所程度の新たな小動物診療施設が開設さ

れていると推計されたが、小動物診療施設の新規開業に際して設備される動物用医療機器の導入状況を見ると、中古品が多く導入されている現状にある。心電計、血球血液測定装置、麻酔装置、手術装置については、中古では壊れやすいこと、人用は動物向けには適用が難しいこと、麻酔装置と手術装置は不具合が発生したときのリスクが高いことなどから、新品の導入率は高いが、X線装置、US装置(超音波診断装置)は比較的壊れにくいこと、中古でも使用に耐えることなどから中古品の導入率が高くなっている。特に、X線装置、US装置、CT装置(コンピューター断層撮影装置)は、20~30%で中古機器が導入され、そのうち、95%以上が人用の中古機器が転用されている。医療機器(一般医療機器を除く。)の開発は、最初に動物に使用されてその安全性、有効性が確認され、人用医療機器として承認されてから動物用医療機器への応用が行われている。最初に動物に使用されてその安全性、有効性が確認されていることからすれば、最初に動物用として承認され、動物診療分野での実績を踏まえて、人の医療分野に応用されることが望ましいが、医療機器の開発に携わることのできる獣医学系大学、臨床獣医師は皆無に等しい状況にある。医療機器の開発を含め、新しい診療技術がまず動物用で最初に開発され、その後人用に転用されるような診療技術向上のための研究体制の構築が必要と思慮される。

毎年、400人程度が新規獣医師として診療の最前線に従事している。少し古い資料になるが、6年制獣医師に関するアンケート調査において、6年制獣医師の多くは、6年制教育によって得た知識・技術に満足しておらず、不満足とする意見が満足とする意見の倍以上に達し、特に、小動物診療関係の職域において臨床実習の不備を指摘する意見が多く、基礎と応用を関連づける教育を望む声が強く出されている。大学教育の臨床実習においては、獣医師法の制約で、実際の生体を使用しての実習は見学実習にならざるを得ず、実習習得にほど遠い実態にあることが、大学教育の臨床実習に対する不満の一因となっていた。平成22年6月に農林水産省は、獣医学士の臨床実習における獣医師法第17条(飼育動物診療業務の制限)の適用解釈において、「無免許獣医業罪が設

<sup>†</sup> 連絡責任者：矢ヶ崎忠夫 (日本獣医師会専務理事)

〒107-0062 港区南青山1-1-1 ☎03-3475-1601 FAX 03-3475-1604 E-mail : info@nichiju.lin.gr.jp

けられている目的は、国民に質の高い獣医療を提供することにより、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を防止することで、飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、併せて公衆衛生の向上に寄与することにある。臨床実習における獣医学生診療行為については、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師の診療行為と同程度の安全性が確保される限度であれば、基本的に違法性はない。」とされた。今後、従来の見学型実習から参加型実習への転換により実技習得、臨床能力が飛躍的に向上することを期待したい。

獣医学教育は、獣医師として独立して飼育動物の診療や健康を維持増進させる職務に従事するために必要な知識・技能を身につけさせることなどを使命としている。大学卒業後、数カ月で独立した獣医師として臨床の第一線に立っている現状からみると、大学を卒業するまでの間の臨床実習は技能習得に極めて重要な位置づけにある。特に、臨床技術の習得の観点からは、附属病院の機能は重要であるが、欧米諸国と比べてわが国の附属病院

では、専任の獣医師や補助職員が少ないため、臨床系の教員の負担が大きく、技術習得のための臨床実習、臨床技術の向上のための研究開発が手薄となっている。獣医師の職域は、学術を基盤とした技術者集団としての社会的責務を果たす専門職であり、大学における専門職教育の早急な改善・充実が望まれる。また、卒後においても獣医学の進歩に応じて必要な研修を生涯にわたって続けることは獣医師として当然の責務である。卒後においても獣医師としてその責務を果たすための不断の努力を重ねていることを広く国民に示し、国民の理解と正当な評価が得られるようにすることが重要である。獣医師会で実施している生涯教育制度についてもその充実に努め、その意義を社会に広報するとともに症例報告会などを新たに開設し、臨床技術者の質の向上と社会からの評価、果たすべき責務に対応できるように自己研磨の場の提供を獣医師会の使命として実施することが重要であると思慮される。一つの統計数字は、獣医師会が果たすべき役割の一端を示す数字でもあると理解できる。